

在日韓国・朝鮮人および中国人¹⁾の職業的地位形成過程の研究

森　木　和　美

はじめに

人は、生まれたところで一生を終わるとは限らない。特に近代社会においては世界的規模で人の移動が起こっており、国境を越えたところで生活を営む者が増えている。

日本人もその例外ではなく、日本はかつて移民流出国であり、また植民地政策による労働者移入国でもあった。現在日本は、外国人の定住を特別の理由が無い限り許可していないため、新しく入国する外国人はほとんどが一時的滞在である²⁾。しかし日本には戦前の歴史的経過から日本定住に至った外国籍者とその家族が存在する。日本で生まれても外国籍の子は外国籍であったため（血統主義国籍法）、これらの外国人の数は自然増加した。従って、日本人口の0.7%である外国籍者（1986年12月現在、全登録者数867237人）³⁾のほとんどが、かつての植民地政策のもとで日本に来た人々、あるいはその子や孫である。彼らは全登録外国人の87.9%を占める韓国・朝鮮人、中国人の定住者である。

一方、外国に住む日本国籍者（長期滞在、永住）は、現在のところ全日本人口の0.4%⁴⁾だが、これにはブラジルやアメリカへ渡った移民の子、孫などは含まれない。彼らは日系人とよばれるが、受け入れ国の国籍を持つからである（生地主義国籍法）。もしかれらを海外在住日本人の数に含めるならば相当の数になるであろう。

このように過去、人の世界的移動を経験した日本は、現在、内外からの「外国人労働者」受け入れ要求に直面しており、その賛否について多くの論議を呼んでいる。それは、人の面においても日本が経済的世界システムに対応する機能を持つかどうかの議論であり、文化変容の議論もある。しかしその前に、現在の国内での外国籍者の地位について論じる必要がある。過去に経験した「人の移動」は、今どの様に変化し、日本社会にどう位置づけられるのであろうか。「人の移動」は各異った因果関係によって生じ、受け入れ国との相互関係によって変化する。

ここで考察するのは、日本と深い歴史的関係を持つが、いまだに外国人という資格で日本に在住する人々の集合体とそれを包摂する日本社会との関係である。その一つの方法として、台湾割譲後94年、日韓併合後71年、そして日本の敗戦後44年経った現在の在日韓国・朝鮮人、そして中国人の日本における職業的地位及び職業移動を日本社会の一構造としてとらえ就業までの社会過程（職業的地位形成過程）を考察する。それが、ここでの具体的な目的である。

[1] その勢力⁵⁾

ここでは在日韓国・朝鮮人、中国人の現在の大きさ、ならびに両者と日本との歴史的関係（歴史的な貸し借り関係の有無）、定住性を見ることによって、これらと日本との力関係を考えてみるこ

1) 法務省入国管理局編『在留外国人統計』における国籍分類に従った。

2) 外国人は「在留資格」によって活動の期間、範囲が決まり（入管法4条1項）3ヶ月、6ヶ月、1年、3年と各異なる。

3) 『在留外国人統計』昭和62年版（1987）法務省入国管理局編。登録されるのは3ヶ月以上日本に滞在する外国人。

4) 「データに見る出国者・入出国者たち」『思想の科学』1989年4月の資料より推定。長期滞在は3ヶ月以上。

5) エスニシティの勢力はそのグループの属性によって異なり、勢力度はグループの「異議申し立て」の成就に影響したり、社会的地位の形成に影響する（「エスニシティ論への一考察」 森木『関西学院大学社会学部紀要』1989年59号）。ここでは在日韓国・朝鮮人、中国人がそれぞれエスニックグループを形成しているものとみる。

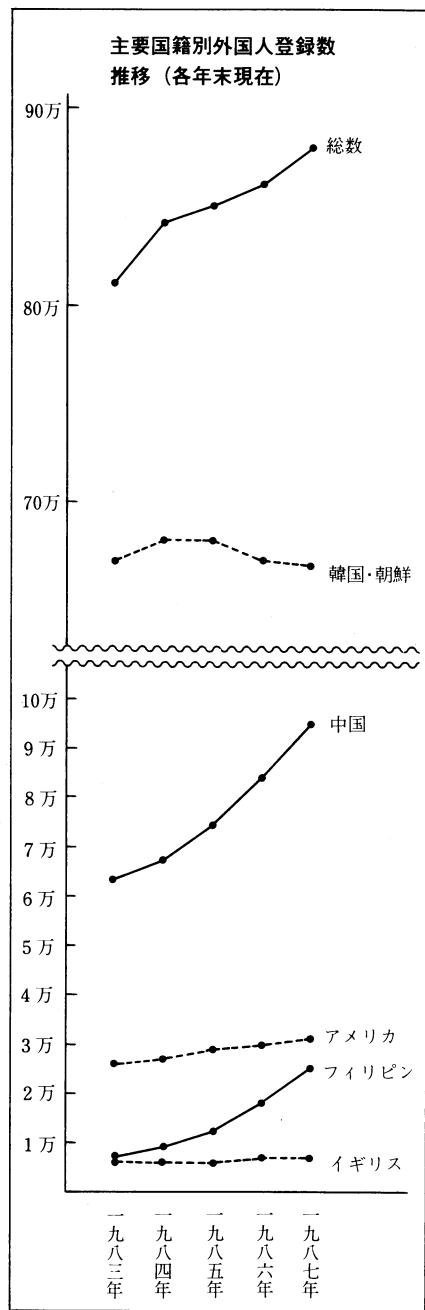
とにする。

1. 大きさ

〈韓国・朝鮮人〉 677959人が、1986年12月現在法務省保管の外国人登録記録に記録されており、これは全登録外国人の78.1%を占める。全登録外国人は日本人口の0.7%，韓国・朝鮮人は日本人口の0.6%であるから、フランス在住の外国人6.8%（1982），ドイツの外国人7.4%（1986），ベルギーの外国人9.1%（1984）⁶⁾に比べると日本在住の外国人人口は非常に少ない。

特に1985年の国籍法改正後⁷⁾，日本人母の子に日本国籍取得が可能となったため、韓国・朝鮮人數は減少している（図1）。また日本人との婚姻が増加しており（1985年には婚姻件数の71.6%が日本人配偶者⁸⁾），そこで生まれる子供は出生により日本国籍を自然取得するので人口の自然増加の減少をまねいた。1980年代の帰化許可件数は年平均5753人で、1970年代の平均4684人より増加、日本国籍への移行が見られる⁹⁾。最近の傾向としては、帰化の条件であった日本名の使用義務が一応無くなり、また日本名で帰化した人たちの「本名を取り戻す」運動¹⁰⁾があり、日本国籍を持つ者の中にもエスニックな部分が表出している。しかし本研究においては日本国籍を持たない外国人登録対象者に限ることにする。

国籍を持たないとは言え、彼らの在留資格を見ると60万人以上が永住資格を得ている定住型であり、日本で生まれた者が全体の7割以上を占めるので、本国との関係より定住地との関係に移行していると言える（勢力の拡大）。定住地を都市別にみると、大阪市に一番多く、東京23区、京都市、名古屋市、神戸市がそれに続く。大阪府在住の韓国・朝鮮人は全住民の5.6%，その中でも多住地域は生野区で住民の半数以上が韓国・朝鮮人で、民族団体、市民団体¹¹⁾の生活擁護運動が盛んである。



在日情報誌「RAIK通信」1989・1 No.4

図1

6) 『SOPEMI』 1987 OECD paris1988年

7) 両系平等国籍法に改正されると同時に3年間の経過措置がとられ、20歳未満の日本人母の子は届出によって日本国籍を取得できた。

8) 『人口動態統計』厚生省1985年、『出入国管理』法務省1986年より

9) 法務省民事局調べ、前掲書『出入国管理』法務省より

10) 『우리이름』「民族名をとりもどす会」会報

11) 民族団体には「在日本朝鮮人総聯合会（朝鮮総聯）」、「在日大韓民国居留民団（民団）」、市民団体には「民族差別と闘う連絡協議会（民闘連）」「朝鮮人教育を考える会」などがある。

る。

〈中国人〉 84397人が登録されており、そのうち台湾出身者は40519人である。彼らは在日外国人のうち韓国・朝鮮人について2番目に大きいが、韓国・朝鮮人の8分の1と少なく、永住者は2万人余りで、新らしく来た者も多く在留資格は不安定である。その半数が東京に集中し、次に多いのが神戸市、大阪市、横浜市である¹²⁾。

2. 歴史的経緯

〈韓国・朝鮮人〉 1910年（明治43年）、日本は「日韓併合」の名を借りて朝鮮（大韓）を植民地とし朝鮮総督府を置く。以後、金融業者や日本財閥による土地買占めと国家権力による国有地化が進み、半国家的「東洋拓殖株式会社」が募集した日本人の開拓移住者が土地所有した。その上日本人支配者による圧政のため無数の「食無き浮遊民」を現出させ、¹³⁾ 朝鮮人の外地日本人化とその劣性化を進めた（差別意識の形成）。

これら没落農民は安い賃金で日本国内に吸収され、景気の調整弁として日本の最下層に位置づけられた（日本政府による朝鮮農村の破壊がもたらした労働移民の形成）。

日本統治下の朝鮮では徹底した同化教育（皇民化）が行われ、日本語使用の強制、1940年の「創氏改名制度」公布による朝鮮名の廃止に至った¹⁴⁾（民族の属性否定、民族の劣性化による差別意識の強化）。

さらに朝鮮半島は1937年（日中戦争）以降戦時経済へ強制的に組み込まれ、1942年の「徵用令」によって日本に強制連行された「徵用労務者」が急増した（労働力の物化）。

1938年日本政府は朝鮮人に対して陸軍特別志願兵令を公布、ついで1944年徵兵制度を実施したため召集された朝鮮人兵士は第一線に出征した¹⁵⁾（消耗品としての兵士、民族性の抹殺）。軍人、軍

属、死亡、生存を含めて約36万人以上であった。

日本敗戦とともに解放によって、当時二百万人近くになっていた在日朝鮮人の帰国が始まったが、朝鮮内に於ける政治経済の不安定、帰國後の生活が不安定という理由で帰国を断念する者もいた。1950年朝鮮動乱が勃発したため引き揚げ業務は一時中止された（帰国はその後も暫時続けられた）。

1947年日本政府は外国人登録令を公布、日本に在留する朝鮮人は、日本政府が彼らを「外国人とみなす」（1952年講和条約によって朝鮮人は日本国籍を一律に喪失）ことをしたため、外国人としての登録を義務つけられた。1948年登録人数は611758人^①（法務省調べ）であった。

1948年8月15日大韓民国樹立、1948年9月9日朝鮮民主主義人民共和国が樹立された。その後の日本との関係は、韓国政府とは1965年6月22日日韓基本条約調印、しかし朝鮮民主主義人民共和国とは未解決である。在日韓国・朝鮮人に対する賠償はなかった¹⁶⁾。

植民地支配から正常な関係になるのに多くの時間を有している。戦後も在日韓国・朝鮮人が日本社会で公正に扱われなかつたため、多くの対立点を残したまま出発した。

〈中国〉 明治初期から中国人が来日し、明治9年の中国人は2449名で在日外国人総数の半分であった¹⁷⁾。その後の国内は各種の工業が起こり、海運の発展、船舶の増加にともなって中国人の数も増え、日清戦争前は5,343人（1893年）に達したが、翌年は1,576人に減少した。その後増加した2万7千人の中国人も1937年の日中戦争以降激減する。太平洋戦争勃発後は満州、中国北から労働者が移入され、中国人労働者は炭坑、港湾荷役等に従事した¹⁸⁾。日本に残った華僑は商業ができず職を失ったが、戦雲のおさまるのを待っていた。当時の在日華僑は、居住地外への移動には許可が強

12) 前掲書 『在留外国人統計』 法務省

13) 季瑜煥『在日韓国人の五〇年史—発生因に於ける歴史的背景と解放後における動向』 1960年 新樹物産株式会社出版部。

14) 金一勉『朝鮮人がなぜ「日本名」を名のるのか』 三一書房 1978年

15) 宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』 未来社 1985年

16) 「在日旧植民地出身者に関する戦後補償及び人権保障法」制定の要求運動が起こされている。

17) 「人口統計総覧」 総務庁統計局 1985年

18) 鴻山俊雄『神戸大阪の華僑』 華僑問題研究所 1979年

いられ、勤労奉仕という名目の強制労働をさせられた¹⁹⁾。

一方台湾との関係では、1895年日本は日清戦争後台湾を領有したため台湾総督府をもうけて「台湾人」を支配した（外地日本人の形成）²⁰⁾。台湾経済の発展を進めるとともに植民地収奪経済の型を取ったが、日本への多量の移民労働者を送り出すまでには至らなかった。

しかしここの皇民化運動も日中戦争勃発後強化され、台湾語の使用禁止、寺廟の整理、「内地式改正名」の強制が行われた（民族性の抹殺）。

1942年台湾人への陸軍特別志願兵令公布実施、1944年徴兵制度実施を決定、台湾人の軍夫、軍属、軍人が南方や日本にかりだされた（約20万人）。徴兵からのがれて日本の工場労働者になる者もいた。

一方大陸からの強制連行が1942年閣議決定され、中国人4万人が日本135カ所で、1万人が満州で強制労働に就かされた。日本敗戦後かれらは本国に送還されている（7千人が栄養失調で死亡）²¹⁾。日本に引き上げてきた台湾出身者はなんの戦後保障も得ずに、その内の約17万人が台湾へ帰った。その後台湾の統治権は国民政府（中華民国）に移る。

1949年中華人民共和国が建設されたが、1953年から大陸への在日中国人の帰国引き揚げが始まった。中華民国、中華人民共和国とともに戦争賠償請求権を放棄した。1948年の外国人登録では台湾を含む中国人として37,394人^②（法務省）が登録されたが、ここには歴史の異なる二つの中国があった。

明治初期から日本在住の歴史を持つ華僑と日本社会との関係は、台湾出身者を含めて戦後再開する。

3. 二世、三世の定住

上記①および②が現在定住する韓国・朝鮮人、

中国人を形成する元の人数ということが言える。戦後は、これらの家族の呼び寄せ、あるいは自然増加、または帰化、帰國によって増減したが、人口は安定した成長を続けた。特に中国人の増加はめざましいものがある。これには家族の呼び寄せや留学が多いのではないかと推測される。新しく来た人が20歳から39歳までに多い（平均自然増より多い）。

在日韓国・朝鮮人の人口の7割以上（0歳から44歳まで）が戦後の日本生まれと推定され、二世及び三世の世代に入っていることがわかる。在日韓国・朝鮮人にとっては「方法としての在日」（祖国統一までの仮住い）から「事実としての在日」（祖国を知らない）²²⁾と言う言葉が、また在日中国人にとっては「落葉帰根」（いずれは故郷に帰る）から「落地生根」（その地に根をはって生きる）²³⁾という言葉が彼らの定住を象徴している。しかし後に述べるように、彼らの帰属するところは多様な形を取っている。

*結論(1)：①および②から形成された集合体、在日韓国・朝鮮人と中国人の日本に対する各勢力度は、大きさ、歴史上の経緯（貸借関係）、そして構成人員（定住性）によって変化する。ただその場合、大きさ、構成人員については客観的事実として把握することができるが、歴史的経緯に至っては歴史的事実を認識するかしないか、あるいはそれをどの様に理解するかの立脚点の相違によって勢力のバランスが加減される（マジョリティの論理がマイノリティの論理を凌駕する）。従って、在日韓国・朝鮮人、中国人は大きさの上でどちらもマイノリティであり、歴史的関係の深さから推し量られる勢力は潜在的なものになりがちである。しかしながら大きさと歴史的関係（日本社会への貸し）の上では、他の在日外国人より日本社会に対して強い発言力を持つ（多くの運動は主に在日朝鮮人側から）

19)『素顔の華僑』 神戸新聞社編 人文書院 1987年

20) 黄昭堂『台灣総督府』教育社、1981年、載國輝『新しいアジアの構図』社会思想社 教養文庫 1977年、『神戸大阪の華僑』前掲書

21) 平岡正明『中国人は日本でなにをされたか』潮出版社

22) 姜尚中『「在日」の現在と未来の間』『季刊三千里』42号1985年5月梁泰昊『事実としての「在日」』『季刊三千里』43号1985年8月

23) 前掲書『素顔の華僑』

顕在化した²⁴⁾。しかし、こういったマイノリティ・マジョリティ・リレーションズの勢力度は他の要因、例えば出身国の大ささや世界との結合程度などによっても影響をうけ、限られた変数を使うと実際にはズレが生じる場合があるので、各集合体ごとの研究が必要であろう。

[2] 職業分布

ここでは、在日韓国・朝鮮人、中国人が現在どんな職業に従事しているのか、日本人の職業形態と比べてみる。図2は1986年度における（日本人は85年）職業形態に占める人員の割合を各国籍別に比較したものである²⁵⁾。

中国人は事務、専門職、サービス業、販売業に占める割合が多く、自動車運転手、技能生産工程従業者、単純労働者は少ない。韓国・朝鮮人は事務、販売、技能生産、そして他に比べて自動車

運転手²⁶⁾が多い。どちらも農林、漁業、採鉱従事者がほとんどいない都市型職業形態を示している。また双方の管理的職業従事者に占める割合が日本人の場合より多いが、統計の出所が異なるため同じ基準を用いているとは言えず実態が計りかねる（管理的職業従事者が管理する事業所の従業員規模について総務庁が目安とするのは30人²⁷⁾、法務省の統計では「外国人登録」による）。さらに職業の内容を比較検討してみる必要がある。

その前に、国籍別の職業移動を見てみると図3となる。最近10余りの間に韓国・朝鮮人の職業形態は、単純労働、技能生産工程、自動車運転従事者が減少し、管理的職業、事務、専門職従事者が増加した。一方中国人は販売従事者が減少、専門職、管理職、事務従事者が増えた。これらはホワイトカラー層への移行（職業的地位の上昇）と言える。日本人では大きな変化はない。

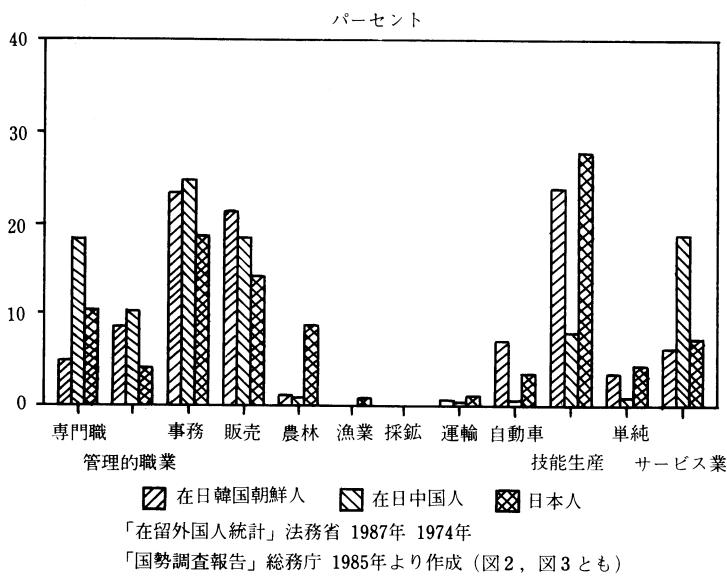


図2 職業別国籍比較1986(85)年全国

24) 「在日朝鮮人運動史」の多くの研究があるが、中国人のそれは少い。

25) 『在留外国人統計』法務省入国管理局編 1974年、1987年および『国勢調査報告』総務庁統計局 1985年。国籍条項のない職業に限った。職業分類は『在留外国人統計』の分類にしたがった。専門職の各分野は「医療・保健技術者」「技術者」「教員」「芸術家・芸能家」「文芸家・著述家」「記者」「科学研究者」「宗教家」「その他専門家・技術家」が含まれるが、それぞれの値が小さいのでこれら全てを「専門職」とした。貿易従事者は販売従事者に入れ、無職、不詳は省略した。

26) 『在留外国人統計』1987年度には自動車運転手が「運輸・通信従事者」に挿入されているため、74年度版の割合にもとづいて算出した。

27) 『日本の中の韓国・朝鮮人、中国人—神奈川県内在住外国人実態調査より一』神奈川県涉外部国際交流課企画 明石書店 p36

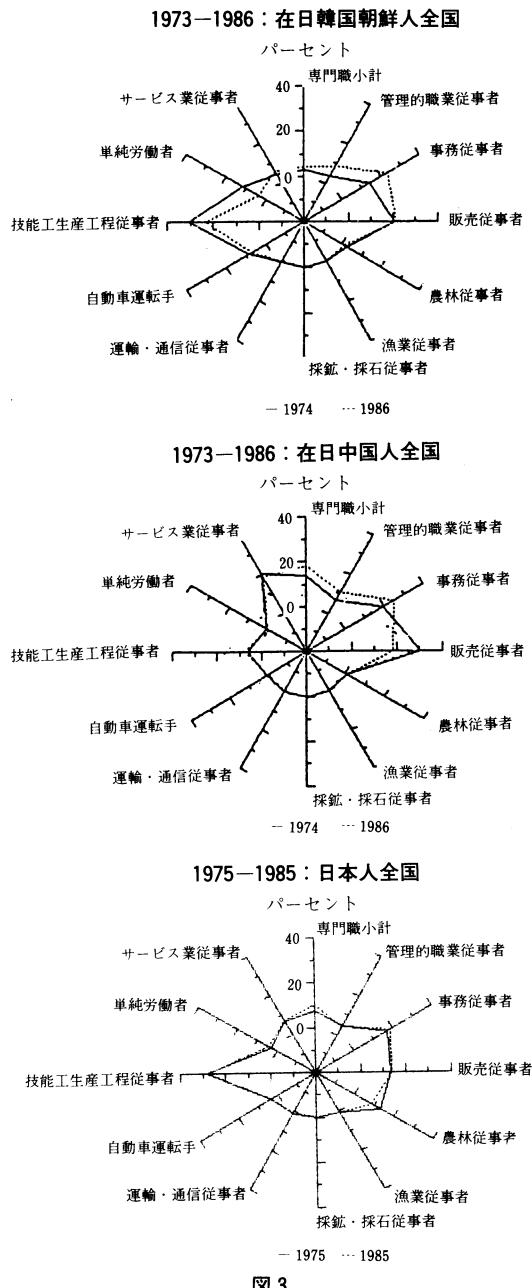


図 3

* 結論 [2] : 三つの集合体の職業形態の分布を見ると、それぞれ異なってレーダー図上に分布図を描く。日本人の職業分布図に他の二つ、韓国・朝鮮人のグループと中国人のグループが近似しておらず、また三つが描く型も異なっているのを考えると、「同一社会のなかでの差」、あるいは「民族差」(準拠集団による差) が存在す

ることが分かる。韓国・朝鮮人には技能工生産工程従事者、事務、販売従事者が多く（これらは日本人にも多い職業なので日本型といえる）、中国人では事務、販売、サービス従事者が多い（華僑型と言えるかどうか今後の課題である）。どちらも10年余りの間に職業的地位の上昇が見られる。

[3] 職業内容

在日韓国・朝鮮人のうち有職者はその内の25.2%、中国人は22.6%（外国人登録記録にもとづいて作成された1987年『在留外国人統計』から推定）で、日本人の場合の48.09%の定職率（1985年国勢調査から推定）に比べると前二者には無職、あるいは不定期的職業従事者が多いのだろうか。また、上でみた職業分類はどのような内容をともなうものであるのだろうか。神奈川県が「神奈川県内在住外国人実態調査委員会」を設け、1984年、県内韓国・朝鮮人、中国人に関する調査²⁸⁾を行ったが、ここではその調査に即して彼らの職業の内容について検討する。

1. 神奈川県内在住外国人実態調査

調査主体：神奈川県の委託を受けて結成された「神奈川県内在住外国人実態調査委員会」

調査対象：神奈川県内に在住する韓国・朝鮮人および中国人で1984年9月1日現在満20歳以上の男女を等間隔に無作為抽出して得た有効回収数1028人（男性524人、女性504人）（韓国・朝鮮人866人、中国人161人、無回答1人）。

調査実施期間：1984年8月20日から同年9月30日

調査方法：調査員による質問紙を用いた訪問面接調査法

調査内容：デモグラフィック、労働、生活、教育、民族的アイデンティティ、行政との関係、差別経験など。

<自営業者>

神奈川県一般有業者における自営業者と被雇用

28) 前掲書『日本の中の韓国・朝鮮人、中国人—神奈川県内在住外国人実態調査より』

者の比率は、1:8.47であるのに対し、本調査では1:1.39（韓国・朝鮮人1:1.30、中国人1:1.89）で、自営業者が多い。

自営業の事業形態は個人経営が63.5%，株式会社11.1%，有限会社22.1%で，個人経営には飲食店が最も多く，廃品回収・古物商・廃棄物処理，小売業・卸売業・貿易業がそれに続く。親の自営業を引き継いだ人は16.2%で，82.3%の人が新しく始めた（自営業を引き継いだ中国人が韓国・朝鮮人より多いのは，中国人の華僑としての歴史があるためと思われる）（表1）。それらの従業員規模は1人から4人が60.9%を占め，家族親族がそこに働いているという零細型である。事業資金の

調達先には同胞金融機関があり、全体の融資形態では48%の人が自己・親族・民族銀行の資金を使う（表2）。

〈被雇用者〉

被雇用者の49.5%が「日本人だけが経営している企業」に働き、43.4%が「経営者同胞関係企業」で仕事をしている。それら事業所の規模は神奈川県の一般事業所に比べると大企業が少なく、労災保健制度のないところが44.7%ある。被雇用者の雇用形態は、常時雇用が全体の68.5%（中国人79.2%の常時雇用率に比べて、韓国・朝鮮人は65.9%（表3）で、給料が月給としと支払われているのが全被雇用者の55.6%（韓国・朝鮮人は

表1 事業はひきついだものか、自分ではじめたか

表2 事業資金の調達先

表3 被雇用者の雇用形態

表4 賃金の支払形態(被雇用者編)

| | 合計 | 時間給 | 日給 | 週給 | 日給月給 | 月給 | 固定給+ | 歩合給 | その他 | 無回答 |
|---------|--------------|------------|-----------|----------|------------|-------------|-----------|-----------|----------|----------|
| | | | | | | | 歩合結 | | | |
| 合計 | 378 100.0 | 38 10.1 | 28 7.4 | 4 1.1 | 57 15.1 | 210 55.6 | 17 4.5 | 12 3.2 | 6 1.6 | 6 1.6 |
| 朝鮮韓国小計 | 305 100.0 | 32 10.5 | 25 8.2 | 3 1.0 | 49 16.1 | 161 52.8 | 15 4.9 | 12 3.9 | 4 1.3 | 6 1.3 |
| 中国その他小計 | 72 100.0 | 6 8.3 | 3 4.2 | 1 1.4 | 7 9.7 | 49 68.1 | 2 2.8 | — — | 2 2.8 | 2 2.8 |
| 国籍無回答 | 1 100.0 | — — | — — | — — | 1 100.0 | — — | — — | — — | — — | — — |

52.8%，中国人は68.1%，(表4)で，雇用形態は不安定である。

<その他の知見>

転職経験が多く，韓国・朝鮮人では平均4.1回，中国人は2.4回の転職経験がある。職業経験のある人の71.3%が転職を経験しており，変えたことがない人が27.8%（韓国・朝鮮人の変えたことがないが，25.2%，中国人が41.4%）である。また，非就業者についてみてみると，専業主婦の61.2%が，また無職者（失業者，リタイア）の83.5%が過去仕事についたことがあり，仕事についた経験のない人は13.0%である。

2. その他の調査

☆1984年4月『統一日報』社が，日本の株式上場会社等1957社（回答633社）に実施した「定住外国人採用実態調査」は次の通り（一部）である²⁹⁾。

国籍による制限〈ある=7社（1.1%）　ない=602社（95.1%）　無回答24社（3.8%）〉

外国人採用の実績〈ある=301社（47.6）　ない=307社（48.5）　不用=25社（3.9）〉

過去，在日韓国・朝鮮人から応募〈ある=249（39.3）　ない=351（55.5）　不明33（5.2）〉

在日韓国・朝鮮人の採用実績〈ある=223（35.2）　ない=375（59.3）　不明=35（5.5）〉

採用された在日韓国・朝鮮人の名前〈韓国朝鮮名=64社（24.5）　通名=189社（72.4）〉

採用された外国人の国籍〈韓国・朝鮮=811人（64.4）　中国・台湾=186人（14.8）　その他アジア=71（5.6）　欧米・その他191人（15.2）〉

★1985年の大阪商工会議所による「第二回外国人雇用実態調査（回答企業総数636社）」は次の通り（一部）である³⁰⁾。

採用された外国人の国籍　〈韓国・朝鮮=135人（40.1%）　アメリカ=67人（19.9）　中国=32人（9.5）　台湾=25人（7.4）〉

外国人の雇用形態　〈「正社員」=215人（63.8%，3年前の調査では10%）　嘱託=60人（17.8%，3年前は42.6%）　パート・アルバイト=27人（8%，3年前は39.6%）〉

*結論[3]：上記の量的データは，われわれの日常的経験による知見と文献から得られる質的データ「在日韓国・朝鮮人，中国人の職業の不均衡と不安定」を証明している。新しい傾向として，日本の労働市場への外国人の一歩進んだ参入が見られる。

[4] 職業決定要因

なぜこういった不均衡と不安定が生じるのか。それでも，なぜ今，前項でみたような在日韓国・朝鮮人，中国人の職業移動（社会移動）があるのか。在日社会も学歴社会であると言われているが，職業移動はそのために生じたのであろうか。しかし在日韓国・朝鮮人，中国人の職業構造を対日本社会において考える場合，個人の業績にのみ還元して考察することは難しい。なぜなら，業績主義社会の中において出自である属性が業績主義競争のハンディキャップとなり，競争者が同一スタートラインにつけない，あるいは競争種目が限られていることは今日よく知られており，それは

29) 徐龍達編著『韓国・朝鮮人の現状と将来』 社会評論社 1987年

30) 手塚和彰『外国人労働者』 日本経済新聞社 1989年

社会的レベルの問題であるからである³¹⁾。ここでは二つの集合体を中心勢力（日本社会）に対置させて、集合体（在日）のマクロ状況（日本社会と在日社会）と集合体を構成する人員のミクロ状況（在日の日常的生活）から（図4），これら集合体の職業構造を決定する要因を考察してみたい。

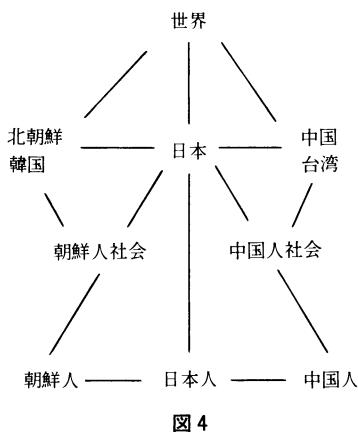


図4

1. 社会移動の社会学的分析

社会学が社会移動を論じるとき、それは階層的構造の変化についての関心であった。その関心は社会の開放性の程度を測定するまでに発展している。安田三郎は社会移動を「個人の要求と環境たる社会の諸条件とが作用して実現する社会的行動の一つである」とし（安田 1971），これをおこさしめる社会的条件として社会移動市場における需要供給のバランスの傾斜と社会の開放性を挙げている³²⁾。在日韓国・朝鮮人，中国人の社会移動を上記の枠組みで分析したものはみられないが，日本社会の社会移動分析にはない変数の導入が求められるであろう。安田は社会移動を「多次元的な複合概念」と位置づけており、「一応個人の水準で定義はされているけれども，それと対応的に社会または集団の水準におけるものを裏に含蓄している」と言う（安田1971）。

ここで単一的分析視点から多次元的分析視点が必要であると言うのは、一つの基準（階層測定基準）を用いて、異なった「資格」（男性—女性，健常者—障害者，差別的眼差しを受けない集団—受ける集団，日本国籍者—外国籍者）を持つ対象を

同一全体社会において分析する無意味さを克服することを言う。つまりマジョリティにとって社会が移動的であってもマイノリティにとって移動的であるとは限らないのであって、構成員の「資格」の違いを克服して社会が開放的であることが考えられなければならない。

在日韓国・朝鮮人，中国人の日本社会における「資格」は何なのか。日本の住民であることが，日本のメンバーとしての「資格」になるのかどうか，現状を分析し，次にこれら集合体の所属集団（準拠集団）についても一考してみたい。

2. 日本社会を構成するメンバー資格

日本のメンバーとは日本社会を構成する成員である。メンバーであるためには常に「資格」が伴う。全体社会のサブシステムとしての政治的，経済的，社会的，文化的分野では，この「資格」要件についてどの様な規定があるだろうか。

<政治的分野（国内政治）>

日本社会を規定するものとして日本国憲法が上げられるが，人権尊重主義，国際強調主義をとった憲法においても日本社会の政治主体は日本国民（日本国籍保持者）とされる。新憲法制定会議において，外国人の人権を個々の法律で規定する方針を取ったと説明されている。日本国民としての要件を規定するのは国籍法である。つまり「出生の時に父または母が日本国民であるとき」子は日本国民（1985年改正国籍法）であって，その他の場合日本に生まれても「父母がともに知れないとき」以外，外国人である（血統主義国籍法）。

従って政治の分野では日本国籍保有者が国のメンバーであるとされ，外国人の政治参加が拒まれている。外国籍者がメンバーになるためには「帰化」制度があるが，文化的にも日本人への同化が要求される。このように国を単位とする全体社会においては国家によるメンバー規定が優先され，政治以外の分野においても波及する。

<国際政治>

韓国と日本の両政府は1965年、「日韓基本条約」を調印し，在日韓国・朝鮮人の法的地位協定を結んだ（91年に再調整）。朝鮮民主主義人民共和国と

31) 梶田孝道『エスニシティと社会変動』 有信堂 1988年 「付論 業績主義社会のなかの属性主義」

32) 安田三郎「社会移動の概念と測定」「社会移動の概念」『社会移動の研究』東京大学出版会 1971年

の協議は無いが、「朝鮮総聯」が代表部を務める。

1972年「日中共同声明」によって中華人民共和国政府と日本政府は国交正常化、1978年「日中和平友好条約」を結んだ。台湾とは公式な国交は無いが、「東亜関係協会」が台湾当局機関として日本に代表部があり、実務関係を扱っている。このように日本には在日韓国・朝鮮人、中国人の利益を守るための機関が存在するが、いずれも国家単位である。

1966年、日本政府は国際連合の「国際人権規約」を批准し、1982年同「難民条約」に加盟したため、国内に居住する外国人の人権を保証することが迫られている。

＜経済的分野（職業分野）＞

一方経済的分野における法律規定は、職業安定法三条の「何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であることなどを理由として、職業紹介、職業指導等について差別的取扱を受けることはない」とや労働基準法三条の「使用者は、労働者の国籍、信条、または社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない」とあることから外国籍者を排除していない。ただ日本政府は原則として一般外国人の日本における労働を許可していないので、この法律の効果は限定されたものである。しかし戦前から居住、あるいは日本で生まれた在日韓国・朝鮮人・中国人は、一般外国人の範囲に入らず、「永住」「日本人配偶者」「法律126号該当者」「協定永住者」の在留資格を持ち、経済的活動範囲は法律上原則として日本人と同じ領域に及ぶことが認められている。

明確に国籍規定があるのは「外務公務員法第7条」であって外国人は日本を代表する外交官につけない。その他の公務員に関しては、1953年の内閣法制局の解釈「公務員に関する当然の法理として、公権力の行使または国会意志の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とするものと解すべきであり、他方においてそれ以外の公務員となるためには、日本国籍を必要としないものと解せられる」(内閣法制局29号)とい

う基準が用いられている。しかし実際には、社会的分野や文化的分野で発生する民族差別から多職種の公務員や大企業への門戸が閉ざされている。

＜社会的分野＞

歴史を鑑みると同じ地域に住む者の間で、正式メンバーと非メンバーの社会的区別がなされてきたのは言うまでもない。それは社会的に作られるために厄介なものである。社会的に作られた基準が社会的価値であり、それによって社会に生きている人間が捉えられる。領家譲は社会的差別を「社会参加が拒否されていること」と規定し(領家 1981),「社会参加は人間存在の全領域・全層位(意識の問題にも関連している)について考える必要がある」と指摘する³³⁾。社会的差別のつくり手は、社会参加を独占しようとする勢力を持つものの側であった。ここでは日本人と異質なもの(外国籍、異質な民族、新参者)が対置されるのであるから、日本人にとってこれだけはっきりとした「うち」「そと」関係ではなく、これらの集合体が社会の場(全領域、全層位)でメンバーから排除されるのにあまり労苦は要らない。これは民族差別として潜在化、時には顕在化する。

＜文化的分野＞

文化的分野においてメンバー資格は問われないだろうか。一見自由に見えるこの分野においても、中心勢力である日本の文化が国籍を持つ。在日韓国・朝鮮人、中国人に通名(日本人名)を強制した歴史を持ち、現在多くの在日韓国・朝鮮人が本名を使わない状況を保持している(神奈川調査によると対象者の37.0%が通名のみ使用、33.6%通名の方を多く使用、16.8%二つを使い分け、8.3%本名の方多い、3.7%本名のみ)のは、それを如実に語っている。戦後の民族教育が閉鎖命令(1948年)を受けたり、改組を強いられたのをはじめとして、現在ある民族学校が各種学校の扱いになることや、在日韓国・朝鮮人子弟が多い公立学校の民族教育にたいする無理解も、日本社会においては当然の理として解される。この中で、勢力度の弱い民族(現在の社会学の分類ではエスニックグループと呼ぶべきであろう)がその民族性(エスニシティ)を保持しようとする努力

33) 領家譲「部落差別をなくすための調査を求めて」『社会学評論』第32巻第11号 1981年

は大きいが、民族の言語を話さない人たちが増えている³⁴⁾。

〈個人的分野（日本人）〉

上にみた社会的環境を作り出す個人（日本人）の人間関係は、「うち」「そと」の二つのカテゴリーで把握され、「そと」を自己とは関わりのない世界としてとらえられている³⁵⁾。そこでは「誰も皆同じ」という平等観が育ち、「異質」に対して無理解である。「異質」を「うち」に取り込む時、「同化」力が働く。「日本人と同じ」という論理は、一見平等ではあるが「異質」の本質を見誤ったものである。日本人の対在日韓国・朝鮮人、中国人觀には、「よその」觀と「日本人と同じ」という認識の二つが挙げられる。そして「在日」にたいする無知がこれらを助長する³⁶⁾。

しかし、この「異質」性を理解したうえでその価値を評価する日本人の存在は、朝鮮人生徒を持つ高校教師の「就職差別反対闘争」の記録によって知ることができる³⁷⁾。そこでは外国籍を持つ生徒と日本人教師の社会差別に対する壮絶な戦いがある。彼らは一つひとつの目に見えない障害壁を崩して行くことによって、外国籍生徒の就職経路を開拓していった。こういった個人レベルの運動は職業移動の要因として大きく働く。

3. 在日世界

〈韓国・朝鮮人社会〉

在日韓国・朝鮮人はある程度の「われわれ」意識を持つが、必ずしも同じ目的を持つ社会集団ではない。時代の変化による世代交代が彼らの日本との関わり方を変えてきているのは確かであり、それとともに彼らの目的意識も多様化している。一世の時代は「帰国」が生活の原動力であったが、二世、三世は「在日」が生活であるといえる。しかもその「在日」も多様で、「在日外国人」の「在

日」に重心をおいて日本社会にコミットしていくとする意見と、「外国人」を強調することによって本国とつながろうとする意見がある³⁸⁾。前者は日本国籍取得の道にも肯定的意味を付与し「朝鮮系日本人」を送り出すことによって、日本社会にモザイクをつくろうとする。他方、後者の帰属するところは日本社会ではなく、あくまで本国の統一を志すものであると判断される。

本国の統一を希求しながらも分断された二つの政府によって、在日韓国・朝鮮社会も分断されている。それぞれの政府の支持を受ける「在日大韓民国居留民団（民団）」と「在日朝鮮人総聯合会（総聯）」が組織された民族擁護団体として存在し、「韓国（民団）」系、「共和国（総聯）」系という定冠詞が民族学校（「韓国学園」や「初級学校」「中級学校」「高級学校」「朝鮮大学」がある³⁹⁾）や民族銀行、同胞企業につけられ、それらは家族をも規定し、分断する場合がある⁴⁰⁾。

この様に多様に分かれている在日韓国・朝鮮社会ではあるが、しかし常にかれらは共同の運命、共通の歴史、同じ文化（朝鮮文化のみならず、「在日文化」がある）によって結合連関し、在日世界は「種族集団」としてネットワーク化されているといえる。常にひとつの目的を固定的に保持しているのではない（「南北統一」は統一的行動の目標には至っていない）が、エスニシティはある契機を経ることによって（それはしばしば彼らにとって不利益がもたらされる場合である）、利益追求型の運動組織集団を形成する⁴¹⁾。経済的活動の場を作るために、あるいは生活権を求めて戦後、実際に多くの運動が起こされた⁴²⁾。民族教育を獲得する闘争、信用組合設立運動、その後の「日立就職差別」糾弾闘争、公社、公務員への就職差別撤廃運動、入管闘争、国民年金取得運動、そして現在の指紋押捺拒否運動などがあげられる。また在日

34) 金時鐘『「在日」のはざまで』 立風書房 1986年

35) 南博編『日本人の人間関係事典』 講談社 1980年

36) 井口和起「近代日本における朝鮮觀の構造」 佐藤明・山田照美『在日朝鮮人』 明石書店 1986年

37) 兵庫解放教育研究会編『就職差別反対闘争』上下 明治図書刊 1975年

38) 前掲書『季刊三千里』 42号、43号

39) 前掲書『在日韓国人の五〇年史』

40) 梁泰昊『埠港に帰れない』 第三書館 1984年

41) グレーザー、モイニハン『民族とアイデンティティ』 内山秀夫訳 三嶺書房 1984年

42) 姜徹編著『在日朝鮮人運動史年表』 雄山閣 1983年、朴慶植『解放後在日朝鮮人運動史』 三一書房 1989年

社会のネットワークは職業を得るための、そして生活をしていく上で大きな情報源⁴³⁾にもなっている。こういった意味で在日韓国・朝鮮人にとつて在日社会は、日本社会との中間に位置し、政治的、経済的、社会的、文化的分野において、社会適合のために多様な機能的役割をはたしている。

<中国人社会>

中国人社会にもまた彼らの互助組織が存在するが、ここでも中華人民共和国と中華民国（台湾）の両方に分裂している。華僑の多い神戸では二つの「華僑総会」があって、一方は大陸系総会、他方は台湾系総会である⁴⁴⁾。「総会」は二つずつ全国主要都市にあり、どちらも会員の権利擁護、教育文化、福利の増進を計ることが主とした目的である。しかし両派が対立して大きな騒ぎになったりしており（横浜の「中華学校」）、在日中国人の家族の中でも国籍の違う者がいたり本国の影響を受けている。東京、横浜（二校）、大阪、神戸に中華学校がある。明治初期から日本に在留していたという歴史を持つが、その数は少数で日本社会への「異議申し立て」として大きな運動は戦後無かった。

4. 個人的レベル（在日韓国・朝鮮人、中国人）

上記で見てきたような社会に生きる在日韓国・朝鮮人や中国人の実際の生活に立ち入らなければ見えてこないものがあるのは確かである。しかしここでは前述の神奈川県調査の結果を再検討することによって、彼らが職業を得るまでの社会過程

を検討するにとどめておきたい。調査の結果を用いるのはその量的データを重視するためであって、ミクロレベルでの傾向が把握できる。

<親・学校・教師>

さて在日韓国・朝鮮人、中国人が教育を得るところはどこか。図5は韓国・朝鮮人に日本の学校に通うものが多いことを示している。中国人は戦後の母国の学校を出た者が比較的多い。学校をどこにするかは、職業決定に影響する。民族学校にするか日本の学校にするかは、最初は親が選択するのであるからそこで親の意志、あるいは親の状況が介入していることになる。また日本の学校においては、どの様な日本人教師との出会いがあるかによって個人の進路が決められていく場合がある。

<民族教育>

日本で生まれた二世、三世は日本文化独占のな

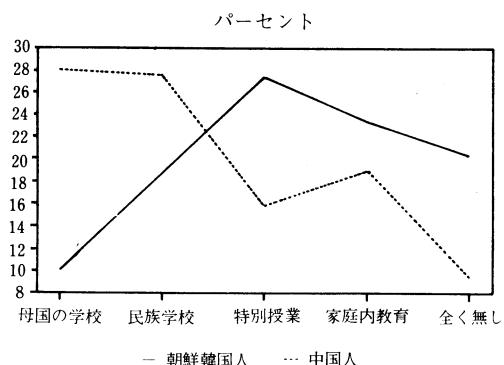


図6 民族教育を受けた経験

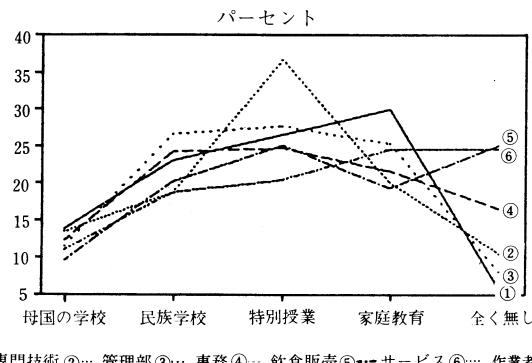


図7 職業と民族教育（神奈川調査より作成）

43) 『コリア就職情報』コリアファミリーサークル、『Crio』ケージューサービスセンター、『MILE』KYCCなどが情報誌として最近発刊されている

44) 前掲書『素顔の華僑』

図5 通った学校の種類

かで彼らのアイデンティティを確立する民族教育をなんらかの形で受ける。図6では中国人のほうが民族教育を受けた人が多い。その民族教育の経験は職業とどう結び付いているのだろうか。図7の示すところでは、民族教育の特別授業(民族団体の教室、日本学校の特別授業、サークル、独学を含む)を受けたことのある人が事務職に多く、サービス業、作業員に民族教育の経験の無い者が比較的多い。ここから、なんらかの形で民族教育を受ける時間、機会などがある者と職業の関係を見ることができる。

＜職業経路＞

次に職業につく経路であるが、韓国・朝鮮人、中国人ともに学校紹介、職安紹介は非常に少なく、知人、友人、親族関係の紹介が半分以上となっている(図8)。日本の学校出身者が多数を占める韓国・朝鮮人ではあるが学校の紹介による就職は少ない。こういった就職経路と実際の職業とはどんな関係にあるのかを見たのが図9である。

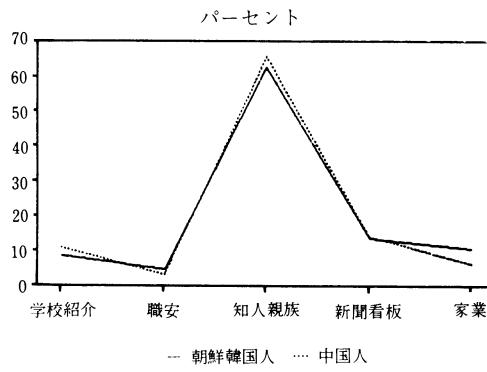


図8 現在の仕事へ就職した経路
(神奈川調査より作成)

パーセント

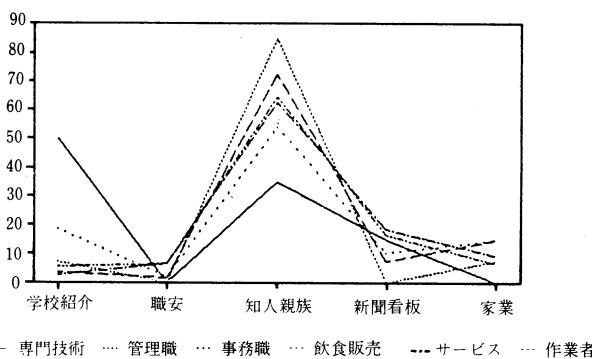


図9 職業と就職経路(神奈川調査より作成)

学校紹介で一番多いのが専門技術従事者であるが、その他どの職業も、知人、友人、親族の紹介によるものが多く、特に管理職(同胞企業か)、飲食販売従事者に多い。法律で外国人平等(職安法3条)を唱いながら、職業安定所での紹介が極端に少ないので、日本人の在日外国人に対する社会的差別の強さをあらわしている。学歴別に見ても、知人、友人、親族の紹介で職業に就いた人が圧倒的に多い(図10)。それでも大学卒以上の18.5%

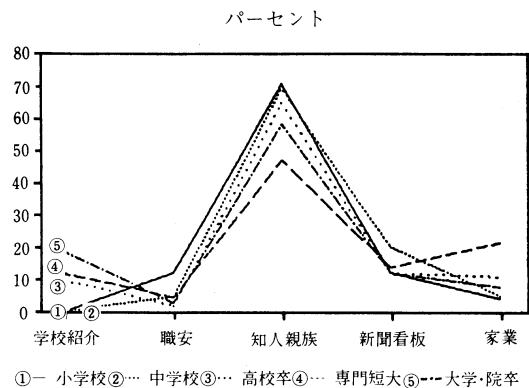


図10 学歴と就職経路(神奈川調査より作成)

が、専門、短大卒の11.9%が、そして高校卒の9.7%の人が学校の紹介で職を得ており、学歴が高くなるほど学校の紹介が増している。

＜学歴＞

最後に学歴と職業の関係を見てみると、専門、短大を除いてどの学歴も飲食、販売従事者に多い。専門、短大は事務従事者が一番で、大学卒以上は飲食販売従事者の次に技術専門従事者が多い(図11)。これは医者やその他の技術専門家志向をあらわしている(手に職をつける)。作業者(技術的

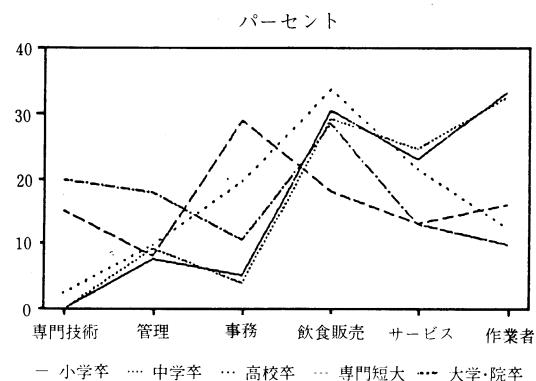


図11 学歴と職業(神奈川調査より作成)

職業作業者、建設作業者、労務作業者、採掘等を含む)には初等、中等教育終了者が多い。これらを見ると在日外国人の場合、学歴は職業の種類にある程度相関するが、不定的であると言える。

*結論[4]：在日韓国・朝鮮人、中国人の職業を決定する要因は二つのレベルで論じられなければならない。即ち社会的レベルにおいては、居住地且つ、生活地である日本社会及び帰属集団(エスニックグループ)である在日社会からもたらされる様々な職業決定要因の分析が必要であり、他方個人的レベルでは日本人の社会移動のミクロ分析に、民族性(エスニシティ)が変数として加えられなければならない。

おわりに

レイモン・ブードンは次のように述べている。「原則としてわれわれは、社会移動の問題(非移動の問題、社会的機会の不平等)を、移動を引き起こす様々な決定要因が複雑に全体としてからみあつたその結果とみなす⁴⁵⁾」(ブードン 1983)。この結論を引き継いで、本論で考察した在日韓国・朝鮮人、中国人の職業的地位形成過程を図式モデルにすると図12になる。

本文中の「結論1」で得たように、在日社会は日本社会に対して大きさの上では弱い勢力であるが、日本は両者の歴史的関係を無視することができない。しかし日本は彼らの在住を永住権付与等で保障してきたものの、社会的枠組みの外に彼らを置き去りにしてきた。[結論2]ではこういった「在日」の職業形成に民族差があることが分かった。彼らは日本社会の枠以外のところで民族ネットワークを形成していたのである。しかしそれでも「在日」の職業の不均衡、不安定が顕著であるのは「結論3」で見た通りである。

なぜこういった不均衡が生じるのかを考察する

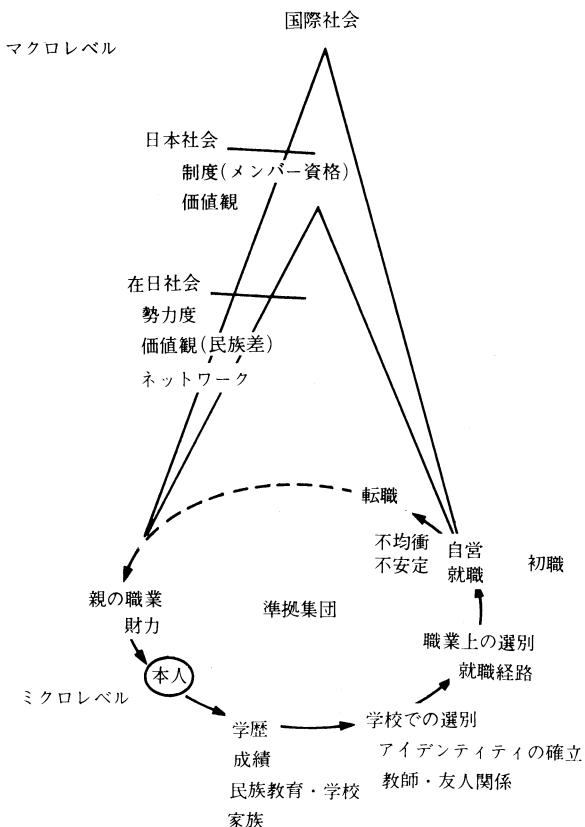


図12 「在日」の職業決定要因

には、「結論4」で述べた二つのレベルの関係を詳細に観察しなければならない。これについて本文では、「4」の2で「メンバー資格」という観点から論じてみたが、複合的視点で問題をとらえることが必要であろう。本論文では在日韓国・朝鮮人、中国人の現在の地位とその形成過程を述べ、彼ら個人の職業を決定する要因の関係を一つのモデルに要約するに留まった。このモデルを実際に検証する作業は今後の課題である。

謝辞 本稿の発表の機会を与えてくださった関西学院大学社会学部 領家穣教授に感謝いたします。

45) レイモン・ブードン『機会の不平等』 新曜社 1983年